

# 令和6年度 掛川市高校生チャレンジ 公募事業委託実施要領

## 1. 目的

掛川市では、住みやすいまち、豊かに暮らせるまちを実現するために、様々な団体や年代がそれぞれの目指す将来像や目標に向かってまちづくりに取り組んでいます。

当事業では、高校生に対し資金提供や適宜伴走支援をすることで、高校生の皆さんの「やりたい」を応援し、提案事業を通してまちづくりに参加する楽しさや機運の醸成を図ることを目的としています。

## 2. 事業形態

市が提示した募集テーマについて、企画提案していただきます。提案していただいた事業を審査させていただき、採択された場合は、委託契約を締結し事業を実施していただきます。

※委託は市の予算の範囲内で行います。

## 3. 募集テーマ

次のテーマについて、高校生の柔軟な発想を生かした企画提案を募集します。【 】内に記載されている課は、協働先です。

《募集テーマ》 高校生団体が提案する社会貢献につながる事業 【生涯学習協働推進課】

### ■概要

高校生が思い描くまちづくり（社会貢献活動）を幅広く募集します。まちづくりを通して自分の可能性を広げてみませんか？

### ■取組例

- ・地域の行事や歴史など、高校生目線で郷土の魅力を発掘し発信（地域活性化）
- ・多文化共生社会の実現のために、理解を深めることを目的としたシンポジウムを開催（社会問題解決）

※採択は、基準点（70点）を満たした事業の中から得点の高い事業の順で採択します。

事業の選考方法については、「9. 事業の選考」をご覧ください。



## 4. 応募資格対象者

掛川市内在住または掛川市内の高校に通学する高校生が中心となって活動する団体を原則とします。ただし、掛川市民を対象とし、掛川市内で実施される事業を行う団体にあつては、この限りではありません。

なお、以下の(1)～(8)の要件を満たす団体が応募可能です。

- (1) 3人以上からなる団体で、高等学校に在籍するもの（高校生）が中心となる事業であること。  
※ 同一世帯（家族）のみで構成しないこと。  
※ 学生であることの証明となるものをご提出いただくことがあります。
- (2) 構成員の中に 20 歳以上の責任者（保護者、教員可）を含むこと。  
※ 責任者は、事業全般について責任を負う人をいう。
- (3) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号<sup>※1</sup>に該当すること
- (4) 組織の運営に関する規則（会則等）があること
- (5) 予算・決算を的確に行っていること（行うこと）
- (6) 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること
- (7) 提案に係る事業を的確に遂行できる能力を有すること
- (8) その他公の秩序に反する団体でないこと

※1 特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日 法律第 7 号）第 2 条第 2 項第 2 号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

## 5. 事業の要件

対象となる事業は、次の項目の全てに合致する事業とします。

- (1) 不特定多数の市民を対象とし、かつ公益性が高いと認められる事業
- (2) 特定非営利活動促進法第2条別表<sup>※2</sup>の範囲内とし、地域課題の解決や市民ニーズの実現を図るための事業
- (3) 令和 7 年 3 月 13 日（木）までに終了する事業（単年度事業）
- (4) 原則市内で実施される事業
- (5) 営利、宗教に関わる事業ではないこと
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと
- (7) 事業の内容が違法でないこと

- (8) 予算の見積もりが適正に行われる事業
- (9) 地区住民の交流行事等の親睦イベントなどの事業でないこと
- (10) 既の実施されている市からの委託事業又は補助事業ではないこと
- (11) 国、地方公共団体及びそれら外郭団体からの助成を受ける事業ではないこと。

※2 特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日 法律第 7 号）

第 2 条別表

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

## 6. 委託上限金額

委託上限額は次のとおりです。受託希望額に対して、満額委託契約できるとは限りません。

○委託上限額 30 万円（税込）

※業務遂行上必要があると認めるときは、概算払い（前払い）が可能です。

## 7. 対象経費

### (1) 事業費

委託金以外の収入として、サービスの受益者から徴収した実費程度の負担金を事業費に充てることができます。その場合、あらかじめその金額を予算書で明らかにしてください。

なお、委託金以外の収入を見込み、不足が生じたときは実施者が負担するものとします。

## (2) 対象経費

対象経費は以下の項目とし、事業実施に直接必要となる経費のみとなります。

項目	内容	対象外経費(例)	備考
報償費	外部の講師の謝金・お礼品、専門的技能を有する協力者への謝金	高額な参加記念品	社会通念上認められる金額
旅費	講師等の交通費や宿泊費、講師打合せや調査・研究による経費 ※新幹線を利用する場合は事前にご相談ください。	スタッフの通勤費、事業に直接関係しないスタッフと参加者の移動経費	ガソリン代の場合は37円/km
文具消耗品費	事務用品(1個あたり1万円(税抜)以内、原材料費(燃料費等を含む))	1個あたり1万円(税抜)を超える事務用品	
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレットの印刷費		
食糧費	講師等の弁当(1個あたり1,000円(税抜)以内)、ワークショップでの茶菓子	スタッフの弁当、慰労会、酒代	
通信運搬費	事業の実施、連絡等に要する郵便等の通信料	使用金額が特定できない電話・携帯電話料・インターネットの通信費	
使用料及び賃借料	会議室・備品の使用料、車両・機材等の借上料	事務所の借上料	
手数料	シルバー人材センター手数料、振込手数料、クリーニング代等	社会通念上スタッフが行える人的サービス	
保険料	参加者や講師等に対する保険料	参加者自らが負担すべき保険料	
人件費	事業実施にかかわる必要な人件費	事業に関係ない人件費、団体の運営に関する人件費	人件費単価、労働時間数がわかるようにすること
その他	その他市長が必要と認める経費		事前にご相談ください。

## (3) その他

ア 対象経費は事業費を原則とし、団体の運営費は対象としません。

イ 備品資産となるものについては、対象経費としません。

ウ 個人の資格取得や資格の維持にかかる経費は対象としません。

エ 委託金の収支に関する帳簿を備え、領収書関係書類を整理してください。また、帳簿及び書類を、委託契約を締結した年度終了後5年間保管してください。

※領収書に明細がある場合は必ず添付してください。

オ 委託金が余った場合は、返金していただきます。

※変更申請と変更契約が必要になります。

## 8. 応募方法

次の書類を作成し、生涯学習協働推進課までご提出ください。なお、事業の提案は、1団体につき1件とし、提出された書類は返却しません。

応募する前に必ず当課へ事前相談をしてください。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ 団体概要書(様式第4号)

- 才 団体の定款・規則・会則等
- 力 団体の活動事業がわかるもの（任意）
- キ その他、市長が必要と認めるもの

(2) 提出先

掛川市役所 生涯学習協働推進課 生涯学習推進室 協働推進係（本庁3階）  
 (☎ 436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 Tel 0537-21-1129)

(3) 提出期限

令和6年5月7日（火）午後5時まで【必着】  
 ※予算の状況により、二次募集を実施します。

## 9. 事業の選考

提出された書類を審査し、基準点を満たした事業を採択します。

【選考方法】

選考は、次の評価項目のもと、市が選定した選考委員によって行い、基準点に達した事業を採択候補とします。ただし、複数事業が採択候補となり、予算の都合上採択事業数に限度がある場合は、得点の高い事業の順で採択候補といたします。

また、選考にあたり選考委員によるヒアリングを行う可能性がありますのでご協力ください。

- ※ 選考結果は、後日通知します。
- ※ 事業によっては、「担当課（協働先）の所見」も踏まえ、総合的に選考します。
- ※ 対象経費を審査した結果、要求額に対して減額での採択となる場合もあります。
- ※ 選考に関する書類は原則公開とし、ホームページ等で公開します。

評価項目	評価ポイント
① 課題分析（20点）	・募集テーマを分析し、課題やニーズを的確に捉えているか。
② 事業効果（20点）	・事業を実施することで募集テーマに対して効果が見込まれるか。
③ 実現可能性（20点）	・事業スケジュールや収支計画が適正か。 ・事業実施体制が整っているか。
④ 創造性（30点）	・応募団体ならではの発想を生かした新たな視点による事業か。
⑤ 協働の効果（10点）	・応募団体と市の担当課が担う役割が明確化されているか。 ・市と協働することで相乗効果が見込まれる事業か。

・配点の70点以上で採択となります。

(3) 選考委員

市民活動に関して専門知識を有する者及び掛川市職員の内から6人以内とします。

## 10. 事業が採択された場合

選考後、採択候補となった事業を提案した団体と市（生涯学習協働推進課、関係課）は、事業内容について協議し、事業内容を確定させます。

確定した事業内容に基づいて、団体と市の役割分担を明確にした上で、委託契約を締結します。

## 11. 事業実施について

委託契約を締結した団体は、事業計画書、収支予算書に沿って事業を実施してください。

### 【事業の実施】

- (1) 委託金は、委託事業以外に使用しないでください。
- (2) 事業を周知するためのポスター・チラシの印刷物を作成する場合は、必ず「令和6年度掛川市高校生チャレンジ公募事業」であることを、次の記載例のように明記してください。

<記載例>

令和6年度掛川市高校生チャレンジ公募事業

- (3) 可能な限り、報道機関への情報提供を行うように努めてください。その場合も、「令和6年度掛川市高校生チャレンジ公募事業」であることを必ず明示し、取材の際には必ずその旨を伝えてください。

### 【事業内容の変更】

事業の内容に変更がある場合や委託金額に変更がある場合は、必ず当課及び担当課に事前に協議の上、以下の書類を再度提出ください。※変更する内容によっては変更契約が必要になります。

- ア 変更企画提案書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他、市が必要と認める書類

### 【事業終了後】

事業完了後、速やかに次の書類を提出してください。

- ア 業務完了報告書（様式第6号）
- イ 事業報告書（様式第7号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ 収支決算書に関する領収書等
- オ 写真等（事業に関わる主な場面の写真・パンフレット等の印刷物を作成した場合、その印刷物）
- カ その他市長が必要と認める書類

## 【情報公開】

採択された事業は、ホームページ等で公表することがあります。

## 12. 令和5年度採択実績

【事業名】 商店街の空き店舗を高校生の居場所に

【団体名】 静岡県立掛川工業高等学校文芸部

【概要】 商店街の空き店舗を掛川市に居住及び通学する高校生のサードプレイスとしての居場所を確保するとともに、商店街の活性化を大人とともに考えていく事業。

【事業名】 キャンプ用品の開発・製作による掛川の魅力発信

【団体名】 静岡県立掛川工業高等学校機械科

【概要】 近隣キャンプ場等と協力し、キャンプ用品の開発・製作を行い、その取り組みを発信していくことで、自然溢れる掛川の魅力やものづくりの楽しさを発信する事業。

【事業名】 自転車でめぐる English Art ツアー

【団体名】 INSPO 4（インスポ フォー）

【概要】 「アート」「グローバル社会」「自然」「過疎化」の4つをテーマとし、原泉アートデイズの展示エリアを自転車でめぐるツアーを行う事業。これまでボランティアとして原泉アートデイズへ関わってきた経験や英語が得意な自分たちからできる社会貢献活動として企画。

【事業名】 車いすスポ GOMI in 掛川 ～ゴミ拾いはスポーツだ！～

【団体名】 車いすスポ GOMI in 掛川実行委員会

【概要】 掛川の街中を舞台として「車いすスポ GOMI」（スポーツ）を実施する事業。競技を通して、多くの市民に街のバリアフリーとバリアへの気づきを得てもらうことで、掛川を多様な方々が集える街にしたいとの思いより企画。

### 13. 主なスケジュール

- STEP 01 相談及び申請受付期間** 令和6年4月1日（月）～  
申請書提出前にあらかじめ希望日時をお知らせのうえ、当課に相談してください。
- STEP 02 提出書類受付期限** ～令和6年5月7日（火）必着  
必要書類を揃えたうえ、当課まで提出してください。※期限厳守。
- STEP 03 選考期間** 令和6年5月8日（水）～  
提出された申請書をもとに選考委員による審査を実施します。  
※選考委員によるヒアリングを行う可能性があります
- STEP 04 委託先等の決定・契約締結** ～令和6年6月末頃※目安  
採択候補となった団体と市は事業内容を協議し、事業内容を確定させます。団体と市の役割を明確にしたうえで、委託契約を締結します。
- STEP 05 事業実施・完了・委託金の支払い**～令和7年3月13日（木）まで  
・事業計画書及び収支計画書に沿って事業を実施してください。  
・業務遂行上必要があると認めるときは、概算払い（前払い）が可能です。  
・事業完了後、必要書類をご提出ください。

○この事業に関するお問い合わせ、申し込み先は

〒436-8650

掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所協働環境部 生涯学習協働推進課

生涯学習推進室 協働推進係

TEL：0537-21-1129

FAX：0537-21-1165

E-mail：kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp

市HP



掛川市まちづくり協働センター

検索

まちづくり情報を発信中！



# あなたの夢、 描いたつづきは 掛川で。



「茶のみやきんじろう」

©掛川市

【参考】SDGs (Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)) 17の目標

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

